

○大隅肝属広域事務組合指定管理者候補者選定委員会条例

平成 25 年 2 月 18 日

大隅肝属広域事務組合条例第 2 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、同法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大隅肝属広域事務組合指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (2) その他指定管理者の候補者の選定について必要な事項

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者その他管理者が適当と認める者 3 人以内
- (2) 本組合の職員 3 人以内

3 次に掲げる者は、委員になることができない。

- (1) 審査対象となる公の施設の候補者に応募した団体（以下「応募団体」という。）

の代表者又は役員

- (2) 応募団体と直接の利害関係にある者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、組合事務局長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、当該委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

(委員の責務)

第 7 条 委員は、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。ただし、大隅肝属広域事務組合が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、大隅肝属広域事務組合環境衛生課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。